

# コーポレートガバナンス基本方針

**東和薬品株式会社**

## 目 次

第 1 章	総則	第 1 条	～	第 2 条
第 2 章	コーポレートガバナンス体制	第 3 条	～	第 18 条
第 3 章	株主をはじめとするステークホルダーとの関係	第 19 条	～	第 27 条
第 4 章	適切な情報開示	第 28 条		
第 5 章	雑則	第 29 条	～	第 30 条

# 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本基本方針は、東和薬品株式会社（以下、「当社」という。）が、次に定める「東和薬品グループの理念」、「私達の誓い（T-SMILE）」、「社是」、「東和薬品グループ企業行動憲章」の実現を通じて、持続的に成長し、中長期的な企業価値を向上させるため、実効的なコーポレートガバナンスを実現することを目的とする。なお、本基本方針におけるコーポレートガバナンスとは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味する。

<東和薬品グループの理念>

私達は 人々の健康に貢献します

私達は こころの笑顔を大切にします

<私達の誓い（T-SMILE）>

私達は企業活動を通じて理念を実現するために、以下のことを誓います。

- |                |   |
|----------------|---|
| T (Truthful)   | 誠実で、正直であり続けます。公正な心をもって適正を貫き、人々から喜ばれ、信頼される存在になります。 |
| S (Speed)      | 意思決定、実行、情報共有などを迅速に行います。先見性を持って、変化に俊敏に対応します。       |
| M (Mission)    | 世界中で地域社会の人々の健康に役立つという強い使命感と、その実現への情熱を持ち続けます。      |
| I (Idea)       | 発想力と想像力を駆使して、前例にとらわれない変革にチャレンジします。常に能動的に行動します。    |
| L (Linkage)    | 人や情報と幅広く結びつき、協力します。認め合える相手と切磋琢磨し、お互いを高めます。        |
| E (Excellence) | 最善の品質を求め、サイエンスを大切にしながら、時代にあった最適の技術でそれをかなえます。      |

## <社是>

私達は共存共栄の理念に徹し  
業務に励みます  
私達は社業達成のため  
規律を守ります 仲良くします  
努力を誓います  
今日も楽しく社業に励み  
会社の繁栄を通じ大いに社会に貢献します

## <東和薬品グループ企業行動憲章>

東和薬品グループは、優れたジェネリック医薬品の提供を通じて、人々の健康と福祉、医療費の抑制に貢献します。また、社会から信頼と支持を得られる正しい企業活動を行うため、高い倫理観と社会的良識をもって、以下の原則に基づき行動します。

### 1. 信頼される高品質なジェネリック医薬品の提供

医療ニーズを反映した高品質で有用なジェネリック医薬品を提供し、患者さんや医療関係者の期待と信頼に応えます。

### 2. 健全な企業活動の推進

法令や業界自主規範等を遵守し、公正かつ自由な競争に基づく健全な取引を行います。

### 3. ステークホルダーへの情報開示

患者さん、医療関係者、取引先、株主・投資家、地域社会、従業員等のステークホルダーに対し、適時・適切に情報を開示します。

### 4. 働きやすい職場、人権の尊重

堅実な社風と規律を重んじ、誠実に職務に励むとともに、変革に果敢にチャレンジする姿勢と社内融和の精神を共有します。また、一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力が十分に発揮できる生き生きとした職場づくりに努めます。

### 5. 良き企業市民としての社会的責任

地球環境に対する負荷の軽減、地域社会との共生、社会貢献活動への支援など、企業の社会的責務を積極的に果たすとともに、政治・行政とは健全な関係を維持します。また、反社会的勢力とは一切関係を持ちません。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当社は、より良いコーポレートガバナンスの実現を経営上の重要課題と位置付け、コンプライアンス経営の徹底、経営の効率性と透明性の向上によって、企業価値を継続的に高める。そのために、株主の権利を尊重・保護し、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーとの良好な関係の構築、維持に努めるとともに、生命関連企業として企業倫理、役職員の倫理観の維持・向上に注力し、社会的使命に応える努力を常に続ける。

- 2 前項の方針は、グループ企業にも適用し、グループ企業それぞれが求められる役割・使命を果たし、グループ企業全体としての企業価値を高める。

## 第2章 コーポレートガバナンス体制

(取締役会、監査等委員会、指名・報酬委員会の体制)

第3条 当社は監査等委員会設置会社を選択し、監査等委員会が取締役・執行役員の職務執行を監査する。

- 2 当社は執行役員制度を採用し、取締役会が意思決定・監督機能に注力できるガバナンス体制を構築する。
- 3 取締役会は、当社の事業に関する深い知見を備えるとともに、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で、バランスよく構成されるものとし、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮できる員数として8名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）と5名以内の監査等委員である取締役とする。
- 4 取締役会は、独立性・中立性のある社外取締役に2名以上選任するよう努める。
- 5 監査等委員会は、過半数を独立性の高い社外取締役に構成する。
- 6 監査等委員は、財務・会計、法律、経営等の専門家から選任し、そのうち1名以上は、財務・会計に関する適切な知見を有している者から選任する。
- 7 当社は取締役、執行役員の人事や報酬等に関する決定プロセスの客観性及び透明性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置する。
- 8 指名・報酬委員会は、取締役会決議により選定された3名以上の取締役に構成し、うち半数以上は独立社外取締役とする。また、委員長は取締役会決議により選定する。

(取締役会の役割・責務)

第4条 取締役会は、企業理念の実現、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に努め、実効的なコーポレートガバナンスの構築を通じて監督機能を発揮するとともに、公正な判断により最善の意思決定を行う。

- 2 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程で定められた重要事項を決議するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督する。
- 3 取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営の効率性を向上させるため、前項記載の重要事項以外の業務執行の決定を執行役員に委任する。
- 4 取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備し、その運用の監督を行う。

- 5 取締役会は、会計監査について十分な監査時間を確保し、会計監査人と経営幹部による面談機会の確保、会計監査人と監査等委員会、内部監査部門、社外取締役とがそれぞれ連携できるよう対応する。また、会計監査人が不正を発見し、適切な対応を求めた場合、不備・問題点を指摘した場合には、適切に対応する。
- 6 取締役会は、経営幹部である取締役・執行役員とともに、中期経営計画の実現に向けて最善の努力を行う。仮に、計画が未達に終わった場合には、その原因や取締役会が行った対応の内容を十分に分析し、株主への説明を行うとともに、その分析結果を次期以降の計画に反映させる。
- 7 取締役会は、会社の持続的な発展への責任を果たすため、将来の最高経営責任者の後継計画について検討する。

#### (取締役会の運営)

第5条 取締役会は、社外取締役による問題提起を含め、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努める。また、取締役会事務局は、取締役会の年間開催スケジュール、予想される審議事項を事前決定の上、社外取締役を含む各取締役が審議時間を十分に確保できるよう、資料等の情報を事前に提供する。

#### (取締役会の評価)

第6条 取締役会は、毎年、取締役会の運営方法等に関する各取締役の自己評価や意見を参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・検証を行い、その結果の概要を開示する。

#### (取締役の責務)

- 第7条 取締役は、善管注意義務及び忠実義務を負う。
- 2 取締役は、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動する。
  - 3 取締役は、その役割・責務を果たすために、積極的に情報を入手し、必要に応じ外部の専門家の助言を得るとともに、必要な知識の習得・更新等、研鑽に努める。

#### (社外取締役)

- 第8条 取締役会は、以下を充足する者を社外取締役の候補者として選定する。
- (1) 東京証券取引所の基準に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される者
  - (2) 取締役会における率直・活発で建設的な議論により、当社の持続的

成長と中長期的な企業価値向上への積極的貢献が期待できる者

- 2 社外取締役は、会社の経営方針や改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から取締役会への助言を行う。
- 3 社外取締役は、取締役会の判断・行動の公正性が高まるよう、経営陣・支配株主から独立した立場で、経営の監督を行う。
- 4 社外取締役は、取締役の指名・報酬などの検討に当たり、適切に関与し、取締役会へ助言を行う。
- 5 取締役会は、社外取締役の職務の執行に関して不正行為または法令・定款に違反する重大な事実があったときには、会社法に基づき、社外取締役の解任に関する議案を決定する。

#### (監査等委員会)

- 第9条 監査等委員会は、取締役・執行役員の職務執行の監査、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会議案の内容の決定、会計監査その他法令により定められた事項を実施する。
- 2 監査等委員会は、取締役・執行役員の職務執行の監査に必要な事項について、役員、従業員及び会計監査人から随時報告を受けるとともに、会計監査人及び内部監査部門並びに社外取締役と連携し情報共有を行う。
  - 3 監査等委員会は、その役割・責務を果たすため、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会において適切に意見を述べる。
  - 4 監査等委員会は、法令・定款もしくは監査等委員会が定める監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準に基づきその職責を全うする。

#### (監査等委員会・監査等委員の責務)

- 第10条 監査等委員会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場からステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動する。
- 2 監査等委員は、その役割・責務を果たすために、積極的に情報を入手し、必要に応じ外部の専門家の助言を得るとともに、必要な知識の習得・更新等、研鑽に努める。
  - 3 常勤監査等委員は、高度な情報収集力により、監査環境の整備を行うとともに、内部統制システムの構築及び運用の状況について日常的なモニタリングと検証を行う。

#### (指名・報酬委員会の役割・責務)

- 第11条 指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき、主に以下の事項を審議



し、取締役会に答申する。

- (1) 取締役、執行役員の選任・解任、候補者、後継者計画等に関する事項
  - (2) 取締役、執行役員の報酬に関する事項
- 2 取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重する。

(監査等委員でない取締役の資質及び指名並びに解任手続)

第12条 当社の監査等委員でない取締役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定する。

- (1) 東和薬品グループの持続的な企業価値向上の観点から、経営管理及び事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者
  - (2) 人々の健康に貢献する社会的責任・使命を十分に理解し、高い倫理観をもって公正かつ的確な職務遂行をし得る者
  - (3) 取締役としての人格及び識見があり、誠実な職務遂行に必要な意思と能力が備わっている者
- 2 当社の監査等委員でない取締役候補者は、指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会が決定する。
- 3 取締役会は、監査等委員でない取締役の職務の執行に関して不正行為または法令・定款に違反する重大な事実があったときには、会社法に基づき、監査等委員でない取締役の解任に関する議案を決定する。

(監査等委員である取締役の資質及び指名並びに解任手続)

第13条 当社の監査等委員である取締役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定する。

- (1) 東和薬品グループの持続的な企業価値向上の観点から、経営管理及び事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者
  - (2) 公正かつ客観的な立場から取締役・執行役員の職務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者
- 2 当社の監査等委員である取締役候補者は、指名・報酬委員会での審議を経て、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会が決定する。
- 3 取締役会は、監査等委員である取締役の職務の執行に関して不正行為または法令・定款に違反する重大な事実があったときには、会社法に基づき、監査等委員である取締役の解任に関する議案を決定する。

(取締役の研修等の方針)

第14条 当社は、取締役に対し、当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得・更新機会の提供、取締役に求められる役割と責務を十分に理解す

る機会の提供、個々の取締役に適した研修機会の提供・斡旋やその費用の支援を行う。

(取締役の報酬)

第15条 当社の取締役の報酬は、その役割と責務にふさわしい水準となるよう、業績及び企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保に配慮した体系とする。

- 2 取締役の報酬の内容は、それぞれ以下の内容から構成される。
  - (1) 取締役(監査等委員である取締役、社外取締役を除く。)の報酬は、基本報酬、年次賞与及び株式関連報酬で構成される。
  - (2) 監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成される。
- 3 監査等委員でない取締役の報酬は、指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定する。監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議により決定する。

(内部統制)

第16条 当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係わる法令等の遵守、財産保全を確保するために統制環境を整え、内部統制システムの整備を行い、企業価値を継続的に高め、全てのステークホルダーの信頼を得ることを主な目的として企業経営を推進する。

(内部通報)

第17条 当社は、当社グループの役員及び従業員による不正行為の早期発見・是正を目的に整備した内部通報制度の適正な運用を図る。

- 2 当社は、内部通報を迅速かつ適正に処理するために、社内と社外にヘルプラインの窓口を設置する。
- 3 ヘルプラインの運営は、独立性と中立性を保持するコンプライアンス委員会が行い、社内規程により通報情報の秘匿、通報者への不利益取扱い禁止を定める。
- 4 内部通報に基づく調査の結果、重大なコンプライアンス違反が確認された場合、コンプライアンス委員会は、取締役会及び監査等委員会への報告を行うとともに、違反行為の停止命令及び是正命令並びに原因究明及び再発防止に向けた対応策の協議を行う。

(会計監査人)

第18条 当社は、会計監査人が適正に監査を行うことができるよう十分な監査時

間を確保するとともに、会計監査人が監査等委員会・内部監査部門や社外取締役と密に連携できるよう、また取締役・執行役員と適宜面談を行えるよう適切な対応を行う。

### 第3章 株主をはじめとするステークホルダーとの関係

(株主の権利・平等性の確保)

第19条 当社は、株主の権利が確保され有効に行使できるよう、以下のとおり適切に対応し、少数株主、外国人株主を含む全ての株主の平等な取扱いに配慮する。

- (1) 株主が株主総会において有効に議決権を行使するため、適切な対応を行う。
- (2) 株主の議決権行使における適切な判断に資するよう、適確な情報提供を行う。
- (3) 株主の利益に重大な影響を与える資本政策等については十分な説明を行う。
- (4) 当社は、当社株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方を株主に十分かつ明確に説明し、適正な手続を確保する。

(株主総会)

第20条 当社は、より多くの株主が出席しやすい株主総会を心がけ、開催日時等を設定する。

- 2 株主総会招集通知は、株主総会開催日の20日前を目安に発送する。また、発送前に電子的に公表することにより、総会議案の十分な検討時間を確保する。
- 3 取締役の選解任議案を提案する際は、個々の選解任理由を招集通知に記載する。
- 4 取締役は、株主との建設的な対話を通じて信頼関係を醸成するため、株主総会において当社の経営戦略等について十分な説明を行い、質疑応答を尽くす。
- 5 株主総会において、相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合は、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、適切な対応を行う。
- 6 当社は、株主の積極的な議決権行使を促すため、招集通知等の英語での情報開示を行うとともに、議決権電子行使プラットフォームの利用等の環境整備に努める。

(資本政策及び株主還元)

- 第21条 当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速・確実に捉えるとともにそのリスクに適切に対応するため、必要となる株主資本の水準を保持する。
- 2 当社は、持続可能な事業業績をベースにして、安定的な配当を実施することに加え、経営環境の変化に応じ、機動的に財務諸施策を実施する。

(株主の利益に反する取引の防止)

- 第22条 当社が、取締役及び主要株主等関連当事者との取引を行う場合は、当社及び株主の利益を害することのないよう、法令等及び社内規程に照らして重要な取引については、予め取締役会による承認を要するものとする。
- 2 取締役は、会社法に基づく取締役会の承認を得なければ、利益相反取引及び競業取引を行ってはならない。

(政策保有株式)

- 第23条 当社は、長期的かつ安定的な取引関係の構築・維持・強化のための手段の一つとして、取引先からの保有要請を受け、政策株式を保有することがある。その場合でも、当該株式を保有することが当社の中長期的な企業価値向上に資すると認められる株式に限定して保有する。
- 2 保有の可否については、毎年、取締役会で中長期的な経済合理性、将来見通しを検証し判断する。
- 3 政策保有株式の議決権行使については、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に議決権を行使する。株主価値を毀損するような議案については、肯定的な判断を行わない。また、反社会的行為や法令義務違反が見られた取締役等の選任議案には反対する。
- 4 当社は、政策保有株主から売却方針の意向が示された場合、その売却等を妨げない。
- 5 当社は、政策保有株主との取引であっても、他の取引先と同様、経済合理性を十分検討した取引を行う。

(株主との対話)

- 第24条 当社のIR活動は広報・IR室が担当する。IR活動を通じ、株主・投資家等に対し、経営戦略及び財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、株主・投資家等との対話を重視し、有用な意見、要望等を取締役にフィードバックし、企業価値向上に役立てる。

- 2 当社の「株主との建設的な対話を促進するための方針」は以下とする。
- (1) 株主からの対話（面談）の申し込みに対して、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえ、合理的な範囲で、取締役が面談に臨むことを基本とする。
  - (2) IR担当役員は、建設的な対話の実現のため、社内部門と協力して対応する。
  - (3) IR担当部署は、株主の意見・要望等に応じて総務部門、経理部門、法務部門等と連携し、株主との建設的な対話の実現を補助する。
  - (4) IR担当部署は、個別面談のほか、決算説明会などを開催し、IR活動の充実を図る。
  - (5) IR担当部署は、対話において把握した株主の意向について、適切に取締役会へのフィードバックを行い、情報共有を図る。
  - (6) IR担当部署は、対話におけるインサイダー情報の外部漏洩を防止するため、インサイダー取引防止規程に基づき、情報管理の徹底を図る。

（株主以外のステークホルダーとの適切な協働）

第25条 当社は、患者さん、医療関係者、取引先、地域社会、従業員などの株主以外のあらゆるステークホルダーに対しても、企業価値の創出に向けた適時・適切な情報開示を行い、良好かつ円滑な関係の維持に努める。

（持続可能な企業を目指して）

第26条 当社は、ステークホルダーとの協働を通じて、社会的課題への認識を深め、社会に求められる製品とサービスを創造する。また、人々の健康に貢献する企業であり続けるため、継続的な取組みを通じ、健全で持続的な企業の発展を目指す。

（人材の多様性～ダイバーシティの推進～）

第27条 当社は、様々な経験・技能・属性を持った人材の活用こそが、多様な視点や価値観を創造し、持続的な成長を確保するための強みになると認識し、人材の多様性確保を推進する。

- 2 女性の活躍推進については、委員会組織による環境整備を積極的に行い、育児、介護、職場復帰といったライフイベントを乗り越えて働き続けられる制度の充実などを図る。

## 第4章 適切な情報開示

(情報開示と透明性の確保)

第28条 当社は、当社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに関する情報等の非財務情報について、法令及び証券取引所の定めに基づく開示を適時・適切に行うとともに、それらの開示以外の有用性の高い情報提供にも主体的に取り組む。

## 第5章 雑 則

(例外措置)

第29条 取締役会は、本基本方針の例外措置を講ずる必要が生じた場合は、その理由を明確にするとともに、本基本方針の趣旨に鑑み、適正な措置をとることを明らかにしなければならない。

(改 正)

第30条 本基本方針に定める事項は、必要に応じ適宜、当社の経営環境に適したものと見直しを図ることとし、取締役会の決議により改正される。

附 則

2015年11月 9日 制定

2016年 6月24日 改正

2017年 6月27日 改正

2018年12月14日 改正

2019年 6月25日 改正

2019年10月23日 改正

2021年 6月25日 改正